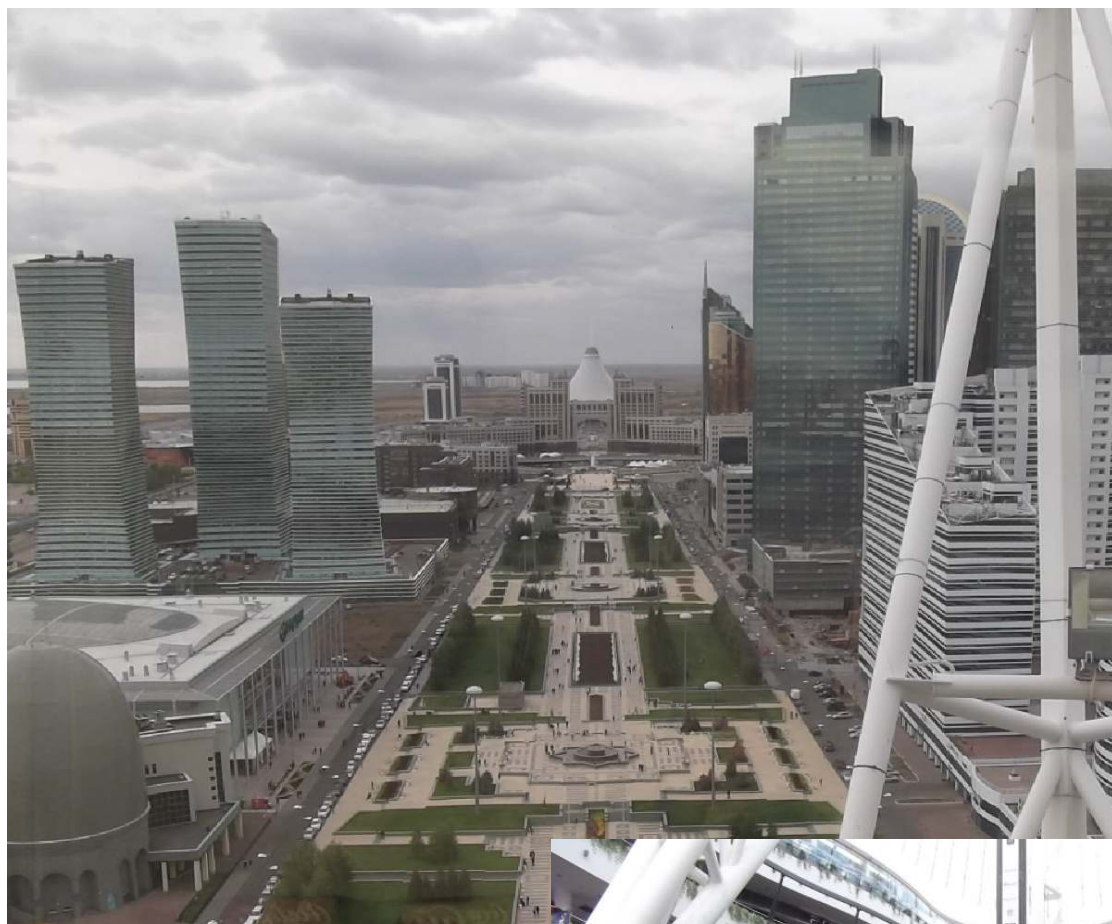


**BTMU 環大西洋ビジネス通信**  
**(Vol.7)**



「(上)カザフスタンの首都アスタナ」  
「(右)同市内のショッピングモール」



**三菱東京UFJ銀行**  
**国際業務部**



## ～目次～



### 〈1〉 先月の政治・経済TOPICS

#### (1) 主要政治経済トピックス

- 〈トピックレビュー〉「9月発行“Pan Atlantic Weekly”ヘッドライン
- 〈トピック解説〉「ECBが国債買入れを決断、スペインの出方は」

#### (2) 各国投資環境・規制変更等の関連情報

- 輸入関税を最大25%に引き上げる(ブラジル)
- 輸入自動車“リサイクル税”を導入(ロシア)
- 中国産太陽光パネルに対しアンチダンピング調査を開始(EU)
- 日本との経済連携協定(EPA)締結に向けた交渉を開始(コロンビア)

### 〈2〉 欧米ビジネス特集

～「欧州の太陽光発電市場の現状と動向」～

### 〈3〉 「天涯地角(フロンティア)見聞録」

～「ロシアにおける自動車のリサイクル税」～

### 〈4〉 欧米・中近東・アフリカ」関連弊行セミナー情報

「グローバル経営支援セミナー(ロシアセミナー)」

～ロシアの「経済特区」・「物流」・「投資実務」について

### 〈5〉 今後の政治・経済スケジュール



## 〈1〉 先月の政治・経済TOPICS

### (1) 主要政治・経済トピックス

月日	トピックス
9/1 土	
2 日	
3 月	
4 火	ブラジル政府が100品目の輸入税を最大25%まで引き上げる方針を発表
5 水	
6 木	ドラギ欧州中央銀行総裁がユーロ圏国債買い入れの「アウトライト・マネタリー・トランザクションズ(OMT)」プログラム導入を発表
7 金	米8月雇用統計では米雇用環境の改善は見えず、失業率は8.1%と依然高水準 ロシア・ウラジオストクでAPEC首脳会合始まる
8 土	
9 日	メキシコで大統領選挙の結果に抗議する10万人規模のデモが発生
10 月	欧州委員会はスペインの銀行大手バנקシアに対する45億ユーロの資本注入を暫定承認
11 火	ブラジル政府が2013年初からの電力料金引き下げの詳細を発表
12 水	ドイツ連邦憲法裁判所が「欧州安定化メカニズム(ESM)設立延期」と「ユーロ圏各国に赤字抑制を義務付ける財政協定の批准阻止」を目指した訴えを退ける オランダ下院選挙が実施・即日開票され欧州統合推進派の与党自由民主国民党が勝利し第一党に
13 木	連邦公開市場委員会(FOMC)で量的金融緩和と第3弾(QE3)決定、金融緩和の時間軸は無限化
14 金	ユーロ圏17カ国財務相会合開催もスペインはECBへの国債買い入れ支援要請を見送り
15 土	
16 日	
17 月	米国製自動車に対する反ダンピング(不当廉売)税と相殺関税を課している中国に対し、米国が世界貿易機関(WTO)に紛争処理小委員会(パネル)の設置を要請
18 火	トルコ中銀は翌日物貸出金利を150ベースポイント(bp)引き下げ年率10%にすると発表
19 水	
20 木	イタリア政府が国内総生産(GDP)伸び率を発表、2012年△2.4%、2013年も△0.2%と予測 独立国家共同体(CIS)による自由貿易圏がロシア、ベラルーシ、ウクライナの3カ国で正式発足
21 金	
22 土	トルコで物品税の一部引き上げを実施
23 日	
24 月	
25 火	独メルケル首相とECBドラギ総裁が会談、各国の財政改革の継続が必要との認識で一致
26 水	野田首相とコロンビア・サントス大統領が会談、経済連携協定(EPA)締結交渉入りで合意
27 木	スペインが緊縮型の2013年度の財政計画を発表
28 金	オバマ米大統領が「安全保障上の理由」で中国系企業による米風力発電事業会社の買収を阻止 メキシコ下院が42年ぶりに労働法改正案を可決 スペイン中央銀行が民間金融機関のストレステスト結果を公表、EUへの支援要請額は400億ユーロ程度
29 土	
30 日	

# BTMU MONTHLY REPORT

## ▶〈トピックスレビュー〉9月分”Pan Atlantic Weekly”ヘッドライン

### 〔第36号目次〕

- ◎米国 – ◆8月雇用統計は状況改善を示さず、次回連邦公開市場委員会での追加金融緩和実施の観測強まる
- ◎メキシコ – ◆大統領選挙の不正疑惑を巡り裁判所が選挙結果の有効性を認める、対立候補は抗議運動を継続
- ◎欧州連合 – ◆欧州中央銀行がユーロ圏国債買入れプログラムの概要を発表、概ね事前予想通りと市場は好感
- ◎ハンガリー – ◆IMF・EUとの金融支援協議が行き詰まり、金融支援条件である財政健全化策等の受入れを拒否

全文はこちらから⇒

<http://www.bk.mufg.jp/report/aseantopics/PW120912.pdf>

### 〔第37号目次〕

- ◎米国 – ◆連邦公開市場委員会(FOMC)で量的金融緩和第3弾(QE3)実施を決定、金融緩和の時間軸は無限化
- ◎ブラジル – ◆政府は産業用・家庭用電気料金の値下げを決定、景気回復に向けた追加刺激策で
- ◎欧州連合 – ◆ドイツ憲法裁判所のESM合憲判決とオランダ下院選挙の与党勝利で「欧州懐疑派」にダメージか
- ◎スペイン – ◆欧州中央銀行(ECB)による国債買取申請を見送り、スペイン動向に再び市場の焦点が集まる

全文はこちらから⇒

<http://www.bk.mufg.jp/report/aseantopics/PW120921.pdf>

### 〔第38号目次〕

- ◎米国 – ◆中国企業による米企業買収を大統領令で阻止、「国家安全保障上の脅威」が理由
- ◎メキシコ – ◆42年ぶりの労働法改正を下院議会が採決、若年層の新規雇用増加に弾みがつくか
- ◎欧州連合 – ◆スペイン政府の欧州中央銀行への国債買入れ申請時期を巡り、市場の緊張が徐々に高まる
- ◎トルコ – ◆財政赤字削減を目指して自動車税などの一部物品税の増税を決定

全文はこちらから⇒

<http://www.bk.mufg.jp/report/aseantopics/PW121005.pdf>



## ▶〈トピック解説〉「ECBが国債買入れを決断、スペインの出方は」

### ◆欧州中央銀行がユーロ圏国債買入れプログラムの概要を発表、概ね事前予想通りと市場は好感 (Pan Atlantic Weekly 36号より)

9月6日、ドラギ欧州中央銀行(ECB)総裁はECB定例理事会後の記者会見に臨み、市場で期待が高まっていたユーロ圏諸国の国債を流通市場で買入れる「アウトライト・マネタリー・トランザクションズ(OMT)」と名付けられたプログラムの導入を発表した。

ドラギ総裁は「買入れ額に上限は設けない」と表明、南欧ソブリン国債の利回りが十分に沈静化するまで無制限で巨額資金を投入して国債買入れを行う決意を強調した。

#### 【ECB国債買入れプログラム(OMT)概要】

- ▶国債購入額に事前目標(上限)は設定しない
- ▶国債購入は、欧州金融安定化基金(EFSF)と欧州安定機構(ESM)利用が前提、財政健全化などの確約が条件
- ▶目的を達成するか、財政健全化の条件が守られなければ、ECBの判断で購入を停止する
- ▶購入対象の国債は残存期間が1~3年
- ▶購入した国債におけるECBの債権者地位は、民間投資家とパリス(債権者平等)条件とする
- ▶国債購入で発生した流動性は完全に不胎化(吸収)する
- ▶購入額の合計と市場価値は毎週公表する
- ▶購入した国債の国別内訳は毎月公表する

それはイタリアやスペインなどの持続的な財政運営を脅かす国債利回り上昇を抑えるべく、投機的な国債取引には無制限に買い向かうという「取って置きの手」を打ち出すことで、統一通貨ユーロを何が何でも防衛するというECBの強い意志を示したと言える。ユーロ圏諸国では従来から財政危機に陥った国の資金支援については、各国の公的資金を扱うことから民意を代表する政府の責任との原則を貫き、欧州安定機構(ESM)の設立や規模、支援決定や支援内容など全てユーロ圏各国の民主主義的プロセスを経て承認される必要があったため、ドイツなど資金負担が大きな国の議会の反発により十分な規模の安全網の構築が出来なかったという経緯がある。

今回ドラギ総裁が発表したECBによる国債買取りプログラムは、十分な額を機動的に投入できる点で市場に安心感を与える一方、財政統合深化に向け体制整備を進める各国政府を側面から支援することになる。当初7月とされていたESMの稼働は、ドイツ憲法裁判所の判決が出る9月中旬以降になる見通しで、併用運用を前提とするECBの国債買入れは更にその後となる。国債買入れの対象は残存期間1~3年の国債に限定され、市場に放出される資金は別途公開市場操作により吸収(不胎化)することとし、マネタイゼーションによるインフレの誘発を防ぐとしている。更にドラギ総裁は今回、民間金融機関によるECBリファイナンスオペの担保適格基準である格付の最低条件を停止し、OMT買入れの対象国債は、格付がECBの現状担保基準を下回っても融資担保として認めるとの特例措置を取ること、ユーロ圏諸国が発行したドル・ポンド・円建などユーロ建以外の国債も担保として利用可能にすると発表し、スペインを念頭に置いた金融市場を沈静化させる対策も打っている。ドラギ総裁はまた国際通貨基金(IMF)の役割について、国債買取りを申請した国の、個別の財政健全化プログラム策定や進捗監視を要請することになると述べ、緩やかな条件下で金融支援は行わないことを示唆した。

「我々(ECB)の責務の範囲内で、ユーロを存続させるためにあらゆることを行う用意がある。信じてほしい。それは十分な対応となるだろう」と、ドラギ総裁が7月26日に発言して以来、市場はドイツ連邦銀行(中銀)の強硬な反対を横目で睨みつつ、言葉通りの実効力を伴った措置が打ち出せるのか期待を込めてこの日の会見を待っていた。結果はドラギ総裁が発した力強い言葉通り、ドイツ連銀の反対を押し切ったECBが断固とした決意を市場に見せたことにより、欧州は債務危機克服に向け大きく前進した。またドラギ総裁がユーロ防衛に向けて有言実行を貫いたことにより、欧州債務危機が深刻化した昨年夏以降、何度会合を繰り返しても短期的に有効な対策を打ち出せなかった欧州政治家に不信を抱いていた、市場のユーロ崩壊懸念を払拭することに成功した。

ただし、ECBの信認が揺らぐ可能性も指摘されている。中銀の財政支援を禁じる欧州連合条約との関係で、ドラギ総裁は国債購入が「市場安定化と物価安定」に資するもので条約違反ではないとする一方、独連銀のワイトマン総裁らは、実態は財政支援に限りなく近く、常態化すればECBの中銀としての信頼性を傷つける「もろ刃の剣」になる可能性があるとして批判している。そのためにECBは今後OMTの運営において、規律が緩み常態化しているとの懸念が生じない厳格な基準に基づく必要がある。また早急にドイツ連銀との盤石な連携関係を回復することにも取り組まなければならないと思われる。スペインとイタリアについては、今回の措置で持続的な財政運営が困難となる高水準に達していた国債利回り低下が期待されているが、それは経済改革や財政の健全化を進めるための猶予期間が与えられただけでも言える。国債市場環境の改善により、財政健全化の意欲が低下して、痛みを伴う経済・財政改革が停滞することの無いように、ユーロ圏諸国は財政・政治同盟の深化を早急に進める必要がある。

ECBの発表があった6日、スペインのラホイ首相と会談したメルケル独首相は、ECBの決定措置を「政府の行動の代替手段とすることは許されない」とくぎを刺し、欧州統合進化に向けた不断の政治的前進の必要性を強調している。ボールは再び各国政府側のコートに打ち返された。

## スペインが欧州中央銀行(ECB)への支援申請を先送りする理由



9月上旬に欧州中央銀行(ECB)のドラギ総裁が、ECBによるユーロ加盟国の国債買取スキーム(OMT)を発表した後、9月14日に開催された欧州連合(EU)ユーロ圏17カ国財務相会合で、スペインが財政支援申請を見送った。「金融機関の不良債権問題」と「地方自治州の財政赤字問題」を抱えるスペインが、何時ECBに申請するのかに市場の注目が集まっている。

米系格付け会社ムーディーズが、同国の国債を今年6月に投資適格水準の最下限「Baa3」に格下げした後、再引き下げもあり得るとして3か月のクレジットウォッチとしている中、「同国債金利が長期にわたり高水準で推移すれば欧州連合(EU)に財政支援を要請する」というラホイ首相の“様子見姿勢”は、永くは続かないであろうとの見方が有力である。

その一方で、スペインによるECBへの国債買入れ申請があることを前提に、スペイン国債流通市場利回りは微妙な安定の上で表向きは平静さを保っている。

但し第2次ギリシャ支援の条件であるギリシャの財政緊縮計画が、依然最終決着に至っていない状況にあることから、今後の交渉結果次第ではギリシャ財政破綻の懸念が再燃し、スペインに波及する可能性も取り沙汰されている。

こうした信用不安が波及する事態を回避するために、フランスやイタリアなど欧州各国は、スペインに対して早急に支援要請をするよう働きかけているとされる。

EU内からは、スペインがECBへの支援を要請するかどうか態度を明確にしない状態を長期間続けるのは、「極めて危険な兆候」と強く警告する発言も出始めている。

では、ここまでスペイン政府がECBへの支援申請を先送りにする理由や背景は何か。

### 第一に、支援申請が焦眉の急ではない点である。

ECBによるユーロ圏諸国の国債購入計画が発表されたことにより、スペインの資金調達コストは既に十分低下しており、今性急に支援を申請する必要性が無いと考えているためだと思われる。

スペインのラホイ首相が述べた前述の「同国債金利が長期にわたり高水準で推移すれば」という条件に触れたのもその現われだと言える。

その様子見姿勢を貫こうとする背景には、「やるべき事はやっている」という自信とプライドがあると考える。

スペイン政府は既に「地方自治州支援」「民間銀行支援」及び「中央政府の財政赤字削減」に目処を付けている。

9月27日にスペイン政府は大幅な歳出カットや課税強化で財政赤字の対国内総生産(GDP)比率を4.5%以内に抑える緊縮型の2013年予算案を閣議決定した。

翌28日にはスペイン中央銀行が国内主要銀行に対する特別検査(ストレステスト)の結果を公表し、資本不足は総額593億ユーロ程度に止まり、欧州連合(EU)ユーロ圏に注入を要請する公的資金の額が400億ユーロと、ユーロ圏諸国による支援上限1千億ユーロの半分以下になるとの見解を示している。

また25日には、財政難に陥った同国の地方自治体を支援する180億ユーロの基金について、資金調達のための起債スケジュールを公表、基金の始動が近いことを示唆した上で「基金の規模も十分」との認識を示している。

しかし、国債利回りは市場の評価の結果であり、スペインの一連の対応が未だ不十分と看做されてスペイン国債利回りが急上昇した場合には、否応無くより厳しい財政緊縮策を自らの課さなければならなくなるであろう。

### 第二に、「国家主権への介入」に恐れがあるとされる点である。

EUに支援要請すれば、財政緊縮・構造改革で既に政府が発表している以上の条件が要求され、国民により痛みを与える内容の政府支出削減や財政赤字緊縮策を迫られる可能性がある。

また緊縮計画の策定や進捗管理をEUや国際通貨基金(IMF)などの国際機関に監視を委ねなければならなくなる可能性もある。

ラホイ首相は予め、個別財政政策でIMFや欧州委員会、ECBに指示されることは受け入れられない、とする姿勢を見せており、国家主権に対する介入への警戒感を隠さない。

支援要請を決める前提として、抽象的ながら「IMF関与」を示唆したECBの付帯条件を検討する時間が必要と発言するなど、ECBへの支援申請には消極的と見られている。



EU関係者からの前述の2013年度予算案と財政緊縮案を評価する声は高いが、計画の前提となる2013・14年成長率(▲0.5%、+0.2%)が甘いと指摘する見解も一部にあり、ECBへの支援申請後の協議でスペイン政府の見通しが大幅な下方修正を迫られた場合、2013年以降の財政健全化達成を確実なものにするために追加財政緊縮策を求められるというシナリオは完全には否定出来ない。

それ故に、介入を嫌うスペイン政府の姿勢は消極的にならざるを得ないと考えられている。

**第三に**、スペインの国内政治情勢が支援要請の決断を難しくしているとされる点である。

国内では緊縮策や景気・雇用悪化への不満からデモが活発化しており、一時は数万人規模まで拡大した模様である。

このような不安定な社会情勢の中、10月21日にはバスク州とガリシア州で、11月25日には独立機運の高まるカタルーニャ州で地方選挙が実施される予定となっている。

このうちガリシア州はラホイ首相の出身地であり、同首相が率いる国民党が伝統的に強力な地盤を持っている地域でもあるため、ラホイ政権が進める緊縮財政政策や経済対策に対する国民投票とも言える重要な選挙だとされる。

従って、ECBへの支援申請のタイミングは、少なくとも10月21日の選挙結果が出てからという見方がある。



然し選挙結果次第では、想像以上の波乱の可能性も取り沙汰されている。

折しもGDPの20%を占めるスペイン最大のカタルーニャ州では、財政の中央政府による管理強化という集権化に反対する市民が「新たな国家」というスローガンを掲げ独立の気運が高まっている。

そのような状況下で、仮にガリシア州でラホイ首相と現政権を否定する民意が示されて国民党が大敗するという事態になれば、ラホイ政権の根幹は大きく揺らぐことになる。

更にカタルーニャ州で政府に批判的な勢力が11月の選挙で勝利すれば、これが引き金となりスペイン全土に反ラホイ政権デモが拡散し、地方分権を旨とする統治システムの上に築かれた多民族国家スペインが、国家分裂というテールリスクに直面する可能性も完全には否定できないであろう。

ラホイ首相の出身地であるガリシア地方は、古くから聖ヤコブの遺物がある聖なる巡礼の街サンチャゴ・デ・コンポステーラがある地方だと、ヨーロッパのカトリック教徒に良く知られている。

そのガリシア人の気質は、ステレオタイプの「ラテン気質」とは全く違い、慎重さを至上としていると言われ、同地出身のフランコ元将軍においてもその傾向が顕著であったとされる。

その慎重さを言い換えて、ガリシア人は「優柔不断」で「問題は時間が解決してくれると考えている」と評されるという。

10月のECB政策委員会後の記者会見でドラギECB総裁は、スペインのECBへの国債買入れ申請について「スペイン政府が申請することを決定し」、その上で欧州連合(EU)が提示した条件に「スペイン政府が同意すること」が、ECBによる国債市場への介入を正当化するとの原則を繰り返したとされる。

このドラギ総裁のコメントは、ECBが国債購入を決定するのではなく、スペイン政府が主体的に判断して決定を下す必要があることを明確にするためのメッセージである。

スペイン国民及び政府を代表してラホイ首相が「決定する」判断を下せるか、スペイン財政・金融危機は大詰めで最大級の難関に差し掛かっている。

(文責:三菱東京UFJ銀行 国際業務部 片倉寧史)

(参考資料:ジェトロ「世界のビジネスニュース」、ロイターなどニュースメディア情報)



## (2) 各国投資環境・規制変更等の関連情報

### ➤ 輸入関税を最大25%に引き上げる(ブラジル)

- ✓ 9月4日、ブラジル政府は100品目の輸入関税の最高25%への引き上げを発表した。
- ✓ 他の、南米南部共同市場(メルコスール)加盟国の了承が必要となるが、異議がない場合は、15営業日後から引き上げるとしており、早ければ9月下旬にも実施される可能性がある。



#### 《ポイント》

引き上げ対象品目は主に、タイヤなどの自動車部品、資本財、鉄鋼製品、石油化学品、医薬品などである。さまざまな輸入品が流れ込んできたことで、国内産業が弱まっており、今回の措置はその対抗策の一環とされる。

今回の措置はWTO規則の範囲内で、ブラジルは輸入関税をさらに工業製品の場合35%まで、農産物に関しては55%まで引き上げることが許可されていると強調。またこの引き上げは国内生産の刺激を目的としたもので、今後、対象品目の国内市場価格が上昇しないよう、政府が監視を行うことを説明した。

### ➤ 輸入自動車“リサイクル税”を導入(ロシア)

- ✓ 9月1日から輸入車に対するリサイクル(再利用)税が導入された。
- ✓ 政令によると、リサイクル税は新車と中古車の双方が対象で、標準で乗用車1台につき2万ルーブルを徴収することとなっている。トラックやバスなど大型車両には15万ルーブルの新税が負荷されるという。排気量の大きさや経過年数に応じて税金額が変わるのも特徴である。



#### 《ポイント》

8月22日にロシアは世界貿易機関(WTO)に正式加盟を果たしており、乗用車の輸入関税について7年かけて現行の30%から15%まで引き下げを予定している。一方でプーチン大統領は製造業とりわけ自動車産業をロシア経済発展の「戦略的産業」と位置づけており、「リサイクル税」という名の国内産業保護方法で国内の自動車産業の成長を守ろうとしているとされる。

本税はロシアで生産される自動車は対象にならないため、外資系の自動車メーカーのロシア進出を促進させるという側面も併せ持っている。

### ➤ 中国産太陽光パネルに対しアンチダンピング調査を開始(EU)

- ✓ 9月6日、欧州委員会は中国産の太陽光パネルと関連部材(太陽電池やウエハー)の輸入に対し、アンチダンピング調査を開始した。
- ✓ 今年7月に欧州の太陽光発電企業団体 EU ProSunが、欧州委員会に対して中国が太陽エネルギー製品のダンピング(不当廉売)を行っていると告訴していた。



#### 《ポイント》

中国の太陽光パネル輸出の80%がEU向けであり、欧州業界団体は中国政府が補助金を中国企業に提供し、公平な競争が損なわれた結果、今年も20社近いEU企業が倒産したと主張している。

EUによる調査の結果、対抗措置が取られることになれば、中国企業が受ける打撃は大きく、中国首脳並びに中国商務部はEUアンチダンピング調査開始の決定について反対の意向を表明している。

### ➤ 日本との経済連携協定(EPA)締結に向けた交渉を開始(コロンビア)

- ✓ 9月25日、野田首相とサントス大統領は、ニューヨークで首脳会談を行い、経済連携協定(EPA)締結に向けた交渉開始で合意した。
- ✓ 日本のEPA・FTAの現状は発効済みが13カ国、交渉段階が4カ国、交渉開始前の段階が4カ国となる。
- ✓ 交渉開始は遅くとも2013年1月と予想され、コロンビア側はEPAを通じアジア市場参入の可能性を探る模様。



#### 《ポイント》

元々、日本とコロンビアは補完的な貿易関係にあり、EPAを締結した場合、多大な利益をもたらすことが予想される。今後は物品の貿易、サービス貿易、投資など幅広い分野で交渉を詰めていくため、両国には迅速な行動が求められる。



## 〈2〉 欧米ビジネス特集

### ～「欧州の太陽光発電市場の現状と動向」

#### 概要

欧州太陽光発電産業協会(EPIA)が発行した最新のデータと今後の見通しを基に、欧州の太陽光市場の現状と動向を概観する。2011年、欧州の太陽光発電市場は2010年に続いて大きな伸びを見せ、累積接続容量は前年比60%増の51.7GWとなった。今後5年で累積接続容量は96GW、場合によっては155GWに達すると予測されている。



#### 2011年の太陽光発電市場

2011年には世界で合わせて29.7ギガワット(GW)相当の太陽光発電システムが送電線に接続された。前年比77%の増加である。これにより、今や太陽光は水力そして風力に次ぐ規模の再生可能エネルギーとなった。太陽光発電市場における欧州の圧倒的なシェアは変わらず、2011年の新規接続容量<sup>1</sup>29.7GWのうち、およそ74%の21.9GWが欧州に設置されている。

\*\*\*\*\*  
<sup>1</sup> 送電線に接続済のもの。以下同様。

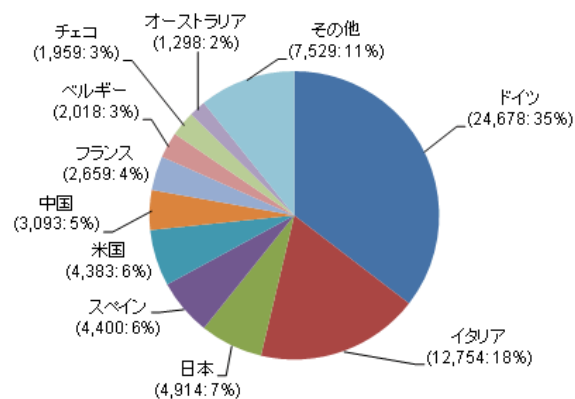
#### 2011年の欧州市場

2011年、欧州の累積容量は前年と比べて60%以上増加し、51.7GWとなった。この大幅な増加は、太陽光発電設備の年間の接続容量としては世界記録となる9.3GWを接続したイタリアと7.5GWを接続したドイツの2市場によるところが大きい。その他、フランスが1.7GWと欧州全体の8%近くを占め、次いでベルギー、英国の順となっている。英国は2010年の62メガワット(MW)に比べると10倍以上となる784MWを接続し、初めてトップ10入りした。

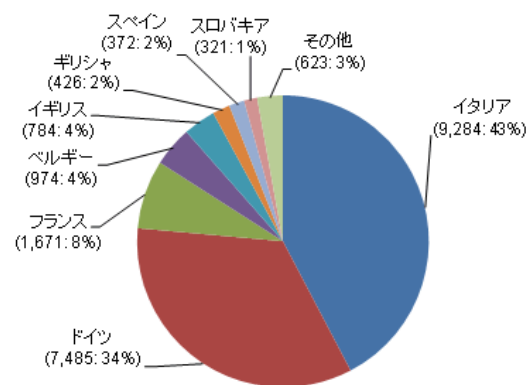
一方で、2009年には約400MW、2010年には約1,500MWを設置・接続したチェコは、2011年はわずか6MWの接続に止まった。その背景としては、補助が45%以上削減された上に、補助の対象が小規模な屋根用ソーラーパネルに限定されたこと、そして送電線の容量が限界に達したとして、2010年2月より太陽光および風力発電設備からの新規接続が凍結されていることが挙げられる<sup>2</sup>。

以下、太陽光発電市場の現状を国別に2011年の接続容量が多かった順に見ていく。

【図1: 世界の累積容量の各国シェア(2011年)】  
(単位: MW, %)



【図2: 欧州の新規接続容量の各国シェア(2011年)】  
(単位: MW, %)



出所: 欧州太陽光発電産業協会(EPIA)発行 'Global Market Outlook for Photovoltaics until 2016'  
<http://files.epia.org/files/Global-Market-Outlook-2016.pdf>  
 (図3の出所も同じ)

\*\*\*\*\*  
<sup>2</sup> 2012年から連結解除。ただし、新規の太陽光発電設備と風力発電設備については、合わせて65MWまでという上限を設定。

## 欧州各国の現状

### イタリア(2011年新規接続容量:9,284MW)

2011年、イタリアでは欧州の新規接続容量の43%を占める9,284MWが接続され、累積容量は1万2,754MWとなった。

新規接続容量のうち約3,500MWは、2010年に設置されている。2011年初めに第3次エネルギー法 (Conto Energia) が施行され、固定買取価格 (Feed in Tariff: FIT) が切り下げられたが、その切り下げ前に設置が相次いだ結果である。2011年6月からは第4次エネルギー法に改正され、さらに2012年8月からは第5次エネルギー法に改正される予定であり<sup>3</sup>、再びFIT切り下げ前の設置ブームが予測されている。

イタリアは2010年末に欧州委員会に提出した再生可能エネルギー国家行動計画 (National Renewable Energy Action Plan: NREAP) の中で、2020年までに太陽光発電設備の累積容量を8,000MWまでに増加させることを目指しているが、2011年の時点で大幅にそれを超えている。現在は、2016年までに累積容量を2万3,000MWにまで高めることを当面の目標としている。

### ドイツ(2011年新規接続容量:7,485MW)

ドイツの太陽光発電市場は過去10年、着実な成長を見せており、世界でも最も発展した市場といわれる。

2011年にはシステムの価格が急激に下がり、さらに7月に予定されていたFITの切り下げが見送られたことから7,485MWが新たに接続され、累積容量は2万4,678MWへと伸びた。また、2012年4月よりFITが大幅に削減されるとの発表を受け、2012年第1四半期には、約1,900MWが新たに設置されている。

ドイツの現在のFITは、電力の小売価格より安い。こうした状況においては、自家発電の傾向が強まる。日照時間の長い地方では太陽光発電はすでに広く普及している<sup>4</sup>が、自家発電のためにさらに設置が進むと予測される。

### フランス(2011年新規接続容量:1,671MW)

累積容量は2011年には2,659MWに増加した。2011年には欧州全体の接続容量の8%を占めたフランスだが、2011年3月から年間の新規接続容量を500MWに抑える新しい枠組みを導入。最大100キロワット(kW)のシステムには市場の電力価格を上回る割高なFITが適用される一方で、それ以上のシステムに対するFITは市場の電力価格と同程度に設定されている。

また、フランスでは設置が完了してから主要グリッドオペレーターであるÉlectricité Réseau Distribution France (ERDF) が接続するまでに18カ月を要したというケースも報告されているほど、接続プロセスが概して非常に長期にわたる。2011年に接続された設備も、設置自体はその9割以上が2010年以前に行われている。

### ベルギー(2011年新規接続容量:974MW<sup>5</sup>)

累積容量は2010年の1,044MWから2011年には2,018MWへと974MW増加した。その内訳は、ベルギーのフランダース地域が815MW、ワロン地域が107MWなど。ほとんどが一般世帯での設置・接続である。ベルギーでは一般世帯の10キロボルトアンペア (kVA) 以下のシステムに対し、余剰電力買取制度 (ネットメータリング) やグリーン証書などの補助がある。加えて2011年末までは、個人は所得税控除の形で投資の大部分を回収できた。



\*\*\*\*\*

<sup>3</sup> <http://www.ilfattoquotidiano.it/2012/07/19/quinto-conto-energia-tagli-al-fotovoltaico-e-burocrazia-al-centro-delle-polemiche/299288/>

<sup>4</sup> 例えば、バイエルン州では人口1人当たり646ワット(W)相当の太陽光発電施設が設置されている。

<sup>5</sup> ベルギー、スペイン、スイスについては、1AC (Alternating Current) = 1.05DC (Direct Current) で換算。

## **英国(2011年新規接続容量:784MW)**

2011年1月、FITの早急な見直しを行うとの発表があったため、同年第1、第2四半期に大規模プロジェクトの完成を急ぎ、英国市場では太陽光発電ブームが起きた。累積容量は2010年の91MWから784MW増加し、875MWとなった。太陽光発電向けFITは2012年11月にさらに削減されることになっている<sup>6</sup>。

NREAPでは、2020年までに太陽光発電施設の累積容量を2,700MWまで高めることを目標としているが、エネルギー気候変動担当大臣のグレッグ・バーカー氏は、それを2万2,000MWへと大幅に上方修正することに意欲的である。

## **ギリシャ(2011年新規接続容量:426MW)**

ギリシャの累積容量は、2010年の205MWから426MW増加し631MWとなった。2010年末から、設置に必要な手続きが簡素化されたことが寄与した。ギリシャは2020年までに太陽光発電の累積容量を2,200MWまで増やすことを目指しているが、このペースでいけば2014年から2016年の間にそれを達成するものと予測される。FITは2012年初めに調整されたものの、いまだ高いレベルを保っている。

また、2020年までに最大で計1万MWの太陽光発電施設を新たに開発しようというヘリオス(Helios)プロジェクトも進んでいる<sup>7</sup>。



## **スペイン(2011年新規接続容量:372MW<sup>5</sup>)**

2011年の新規接続容量は、複雑な登録プロセスと非常に低いFITが影響して、2010年の441MWを下回り372MWであった。累積容量は4,400MWとなった。

電力市場の実際の生産・供給コストが上昇する一方で、2000年以降政府が定めている電力価格はそれに見合う調整が十分にされておらず、その開きは年を追うごとに広がっている。再生可能エネルギーによる電力生産がそれに拍車を掛けていることもあり、スペイン政府は2012年1月、再生可能エネルギーによる新しい発電施設(全電源が対象)への補助の全面停止を国王令として命じ、太陽光発電システムへの支援も打ち切られた。

## **スロバキア(2011年新規接続容量:321MW)**

2011年には321MWが接続された。2009年には3MWだった累積容量が、2010年には148MW、2011年には468MWになり、政府は補助の大幅な削減を決定した。2011年7月より補助の対象は100kW以下のシステムに限定され、またFITは、2011年3月と11月に合わせて68%引き下げられている<sup>8</sup>。

## **その他(2011年新規接続容量:623MW)**

その他の欧州各国の新規接続容量は合わせて623MWで、欧州全体の3%ほどを占める。デンマークやオランダでは、小規模の太陽光発電システムにネットメータリングが適用されるため、一般世帯を中心に設置容量が伸びている。

トルコの2011年の新規設置容量は5MWに満たなかったが、潜在的な可能性は年間800MWと見積もられている。2012年に500kWまでのシステムの承認プロセスがようやく簡略化され、今後の発展が期待される。

また、ポーランドはいまだ手付かずの欧州最大の太陽光発電市場といわれている。2013年から新たな再生可能エネルギーに関する法律が導入されるのを機に、市場が開拓されると見込まれる。

\*\*\*\*\*

<sup>6</sup> [http://www.decc.gov.uk/en/content/cms/meeting\\_energy/Renewable\\_ener/feedin\\_tariff/feedin\\_tariff.aspx](http://www.decc.gov.uk/en/content/cms/meeting_energy/Renewable_ener/feedin_tariff/feedin_tariff.aspx)

<sup>7</sup> <http://www.ypeka.gr/LinkClick.aspx?fileticket=r%2BbaR7y4c6s%3D&tabid=786&language=el-GR>

<sup>8</sup> RES-INTEGRATION - Country Report Slovakia

[http://www.eclareon.eu/sites/default/files/slovakia\\_-\\_res\\_integration\\_national\\_study\\_nreap.pdf](http://www.eclareon.eu/sites/default/files/slovakia_-_res_integration_national_study_nreap.pdf)

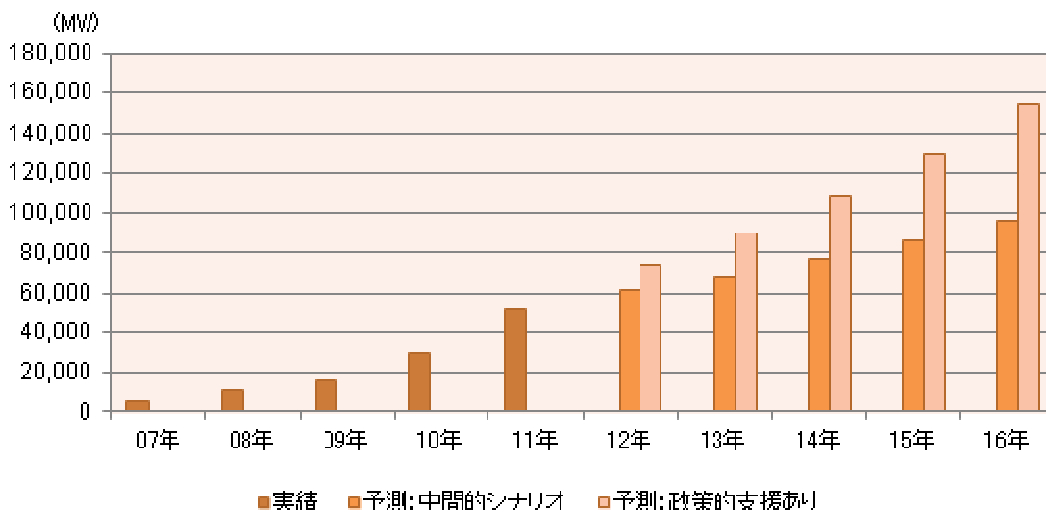


## 今後の動向

太陽光発電に対する補助が打ち切られたり、削減されたりする中であって、将来を予測することは難しいが、太陽光発電市場の発展は今後も続く見込みである。欧州の太陽光発電推進団体である欧州太陽光発電産業協会 (European Photovoltaic Industry Association: EPIA) は、2016年までに欧州における太陽光発電設備の累積接続容量が、控え目に見積もって2011年の52GWから 85%増の96GW、政策的な支援があれば3倍の155GWに達するものと予測している(図3参照)。

なお、2020年までに再生可能エネルギーの割合を20%に高めることを目指しており、加盟各国はNREAPにてその道筋となる各再生可能エネルギーの利用比率目標を定めている。太陽光発電については、ベルギーやチェコ、イタリア、スロバキアなど、2011年の時点で2020年の目標を達成した国も多い。2020年には、欧州連合(EU)全体の太陽光発電設備の累積接続容量は、NREAPの目標値の少なくとも2倍に達すると見込まれている。

【図3: 欧州の累積容量の推移予測】



M319-0015  
(2012年9月12日作成)

## (記事提供)

### Profile

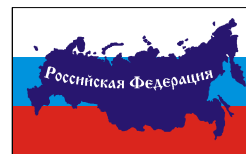
#### Europa Business Services (UK) Ltd. (EBS)

1990年にロンドンに設立された独立系シンクタンク。2010年にドバイとニューデリーに子会社を開設。日本の政府機関や企業のための市場調査・コンサルティングに携わっており、欧州各国やEU、中東・アフリカ、インドの産業・経済、政策、社会制度等の委託調査に加え、ビジネスマッチング、顧客開拓支援、各種産業レポートの制作・販売も行う。



・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。  
 ・本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。  
 ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。  
 ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。  
 ・最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。  
 ・実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。  
 ・本資料の知的財産権は全て本サービスへの原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。  
 ・本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。  
 ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

## 〈3〉「天涯地角(フロンティア)見聞録」 ～「ロシアにおける自動車のリサイクル税」



### 概要

2011年末にロシアの世界貿易機関(WTO)加盟が決定した際、あるロシア政府高官が「WTO加盟後の輸入関税率引き下げに伴い、中古車の輸入量急増を回避するための措置を検討している」という主旨の発言をした。そして2012年7月、ロシアは9月1日から、輸入中古車、商用車に対し特に高い税率を適用する「リサイクル税」導入を決定した。今回はリサイクル税の目的と対象ならびに税率とその影響について考える。

### リサイクル税導入の目的と対象

リサイクル税の担当省庁の一つである産業・商業省は、リサイクル税導入の目的を「ロシアでは中古車の割合が非常に大きく、今後廃車になる車が急増すると見込まれている。

それに対応し得るインフラの整備を目的としてリサイクル税を導入することを決定した。

またリサイクル税は、世界貿易機関(WTO)加盟に伴い予想される輸入関税収入の減少分の補填(ほてん)措置という意味合いも有している」と説明しているが、主目的は自動車輸入のハードルを高くして、国内自動車産業を保護することにあるのだろう。

欧州連合(EU)はリサイクル税をWTO協定違反と見なしており、状況次第では、EUによる提訴を受け、WTOがロシアに対し是正勧告を行うことも考えられる。

リサイクル税に関する法律(法律の正式名称は、2012年7月28日付連邦法第128-FZ「連邦法『生産と消費廃棄物について』と連邦予算法第51条の変更について」)に従い、2012年9月1日以降に輸入される自動車には原則的にリサイクル税が課せられることになった。

課税対象外になるとされるのは、(1)移住者や難民が帰国時に個人利用目的で持ち込む自動車、(2)外交官およびその家族が個人利用目的で持ち込む自動車、(3)製造後30年以上経過したクラシックカー(商用に使用される自動車を除く)、(4)2016年4月1日までに自由経済ゾーン「カリニングラード」に持ち込まれる自動車、(5)関税同盟加盟国からロシアに輸入される自動車、(6)自動車のリサイクルの実施を確約するロシア国内の自動車メーカーにより生産される自動車、(7)2012年9月1日までに自動車登録証を交付された自動車。

(6)については、ロシア国内で生産を行っている主要メーカーは全てリサイクルの実施を確約すると予測されるので、原則、国産自動車はリサイクル税の課税対象から外されることになる。

### リサイクル税の税率とその影響

リサイクル税の税率は表1～4の通りである。基本税額(乗用車の場合は2万ルーブル、トラック、バス、ダンパーは15万ルーブル)に係数を乗じて計算される金額がリサイクル税額となる。

新車の乗用車の場合はほとんど影響が出ないであろう。例えば、最も高い税率が適用される排気量3,500cc以上の輸入新車の場合、税額は11万ルーブル(2万ルーブル×5.5)となるが、3,500cc以上の輸入新車は全般的に高価で、ロシアのWTO加盟(2012年8月22日に正式加盟)直後の関税率の引き下げ措置(30%→25%)から受ける恩恵も大きく、輸入時に掛かるコストはリサイクル税導入前とほとんど変わらないと思われる。

3,500ccよりも小さな排気量の新車の場合も、3,500cc以上の車より税率がかなり低く設定されているので、同様の状況が生じる可能性が高い。

万が一輸入時のコストが若干上昇し、その分が小売価格に転嫁されたとしても、輸入新車の購買者の大半は比較的裕福な人なので、輸入新車の販売台数に大きな影響を及ぼすことはないであろう。

中古車の場合、エンジン車の中で一番税率の低い1,000cc未満のものでも税額が10万5,600ルーブル(2万ルーブル×5.3)に達し、WTO加盟後に3～7年落ちの中古車の輸入関税率(法人向け)が35%から25%に引き下げられることを考慮しても、輸入時のコストが上昇することは避けられそうにない。

# BTMU MONTHLY REPORT

製造後7年を超える中古車の輸入関税率がWTO加盟後も据え置かれることなどを勘案すると、中古車の輸入は以前にも増して困難になると予測される。

なお、自然人が個人利用目的で中古車を輸入する場合のリサイクル税率が非常に低く設定されているが、自然人に適用される中古車の輸入関税率はWTO加盟後も変更されず、引き続き高い水準が維持されることになっているので、そのことが自然人による中古車の輸入量の急増につながる可能性は低いと思われる。

新車トラックおよびバスの輸入関税率はWTO加盟後に25%から10～15%に引き下げられることになっており、国内メーカーに大きな否定的影響がでるとみられていた。

産業・商業省は、輸入トラックとバスに高額のリサイクル税を課すことを提案していたが、当初の計画より税率は全般的に軽減されている。とはいえ商用車の場合、基本税額は乗用車の7.5倍であり、中でも中古のトラックとバスのリサイクル税は新車よりもさらに高く設定されていることから輸入は困難になるであろう。

## 【表1 乗用車】

基本税額2万ルーブルに表中の係数を乗じた数字がリサイクル税額になる

乗用車のタイプ	新車	税支払い時で製造後3年以上を経過している自動車
電気自動車	0.86	5.3
排気量1,000cc未満のエンジン搭載車	0.86	5.3
1,000～2,000cc	1.34	8.26
2,000～3,000cc	2.56	16.12
3,000～3,500cc	3.47	28.5
3,500cc以上	5.5	35.01
個人利用目的で自然人により輸入される乗用車	0.1	0.15

(出所)2012年8月30日付ロシア連邦政府決定第870号「ホイール輸送手段のリサイクル税について」。以下の表についても全て同様。

## 【表2 トラック】

基本税額15万ルーブルに表中の係数を乗じた数字がリサイクル税額になる

トラックのタイプ	新車	税支払い時で製造後3年以上を経過している自動車
総重量2.5トン未満	0.5	0.88
2.5～3.5トン	0.8	1.25
3.5～5トン	1	1.6
5～8トン	1.1	4.56
8～12トン	1.34	6.91
12～20トン	1.47	10.06
20～50トン	2.9	11.8
特殊車両(コンクリートミキサー車を除く)	1	10
コンクリートミキサー車	3	13

## 【表3 バス】

基本税額15万ルーブルに表中の係数を乗じた数字がリサイクル税額になる

バスのタイプ	新車	税支払い時で製造後3年以上を経過している自動車
排気量2,500cc未満のエンジン搭載のもの	0.6	1
2,500～5,000cc	1.2	3
5,000～1万cc	1.6	4.4
1万cc以上	2	5.2



# BTMU MONTHLY REPORT

【表4 (悪路走行用)ダンプカー】

基本税額15万ルーブルに表中の係数を乗じた数字がリサイクル税額になる

ダンプカーのタイプ	新車	税支払い時で製造後3年以上を経過している自動車
総重量が50～80トンのもの	13.6	30.98
80～350トン	25	32
350トン以上	37	40

M403-0020  
(2012年9月5日作成)

## (記事提供)



### Profile

#### 芳地隆之 Takayuki Hochi

社団法人ロシアNIS貿易会 ロシアNIS経済研究所調査役

1992年社団法人ロシア東欧貿易会ロシア東欧経済研究所(現社団法人ロシアNIS貿易会ロシアNIS経済研究所)に入る。2000年から3年間、在ドイツ日本大使館に経済専門調査員として出向。2003年より復帰し、現在に至る。

日本企業のロシアビジネス動向のウォッチ、ロシア市場に関心の高い日本の中小企業を中心としたビジネスマッチングのサポートに従事。

主な著書に「ぼくたちは[革命]のなか[に]いた」(朝日新聞社)、「ロシアビジネス成功の法則」(税務経理協会。共著)、「満洲の情報基地ハルビン学院」(新潮社)等。

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。
- ・本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。
- ・最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。
- ・実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て本サービスへの原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。
- ・本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。



## 〈4〉 欧米・中近東・アフリカ」関連弊行セミナー情報

### 「グローバル経営支援セミナー(ロシアセミナー)」 ～ロシアの「経済特区」・「物流」・「投資実務」について



この度、「ロシアセミナー」を開催する運びとなりましたので、ご案内申し上げます。

本セミナーでは、ロシアの「経済特区」・「物流」・「投資実務」について各専門家の方々よりご説明いただきます。

お申込方法などは以下ご参照下さい。

尚、申込み締め切り日は、10月18日(木)とさせて頂いておりますが、定員に達するまでは、お申込みは可能です。

【セミナー「ご案内」・「お申込用紙」(PDFファイル)URL】

<https://s.bk.mufig.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=gCaP2n>

月日	開催場所・会場
10月23日	三菱東京UFJ銀行 大阪本部ビル 7階 講堂
10月24日	三菱東京UFJ銀行 名古屋本部ビル 7階 ホール
10月25日	東京証券会館 8階 ホール

#### セミナー内容(予定)

【ご挨拶】(13:30～)

三菱東京UFJ銀行 副頭取 守村 卓

【基調講演】(13:40～)

「ロシア経済の現状と日系企業の動向」

講師：ユーラシア三菱東京UFJ銀行 頭取 稲永 祐樹

【第一部】(14:10～)

「ロシア連邦サマラ州トリアッチ経済特区の概要」

(露-日 逐語通訳)

講師：ロシア連邦経済発展省サマラ地区 代表

アレクサンドル・コベンコ氏

公開型株式会社「経済特区」トリアッチ支社長

アレクセイ・パホメンコ氏



【トリアッチ経済特区の造成工事風景】

【第二部】(15:05～)

「ロシアの物流事情」

講師：日本郵船株式会社 モスクワ駐在員事務所長 遠藤 剛様

【第三部】(15:45～)

「ロシアのWTO加盟と日本企業が留意すべき投資実務」

講師：プライスウォーターハウスクーパース ジャパン ロシアデスク 糸井 和光様

プライスウォーターハウスクーパース ロシア 日本企業部門 松嶋 希会様

【質疑応答・閉会】(17:00)

※セミナーの内容・講師に関し、事前連絡なく変更させて頂く場合がございます。

主催：三菱東京UFJ銀行、在日ロシア連邦通商代表部



#### 〈ポイント〉

トリアッチは首都モスクワから約1,000キロ離れたサマラ州の都市で、今年5月にルノー・日産グループが経営権取得を発表したロシア最大の自動車メーカー・アフトワズ(AvtoVAZ)の本社があることで有名。

ロシアの特別経済区制度は2005年に制定され、「工業生産型」特区はトリアッチ経済特区を含め4つ。

特区の入居者は、敷地内の輸送・電気・水道などのインフラと効率的な行政サービスを利用可能なほか、工業生産型特区への進出企業は、税制上の優遇や減免を受けられることになっています。ロシアの自動車市場は2011年販売台数が前年比4割増の265万台と急速に拡大。近い将来に年間300万台突破を見込むなど世界有数の市場に成長しつつあり、外資系自動車メーカーの注目を集めています。

# BTMU MONTHLY REPORT

## 〈5〉 今後の政治・経済スケジュール

曜日	海外政治経済日程等	海外主要経済指標発表等
10/1 月		ユーロ圏失業率(8月)
2 火		
3 水	第1回米大統領候補者・公開討論会	
4 木	欧州中央銀行定例理事会	
5 金		米雇用統計(9月)
6 土	ベネズエラ大統領選挙	
7 日		
8 月	非公式ユーロ圏財務相会合	
9 火	国際通貨基金・世界銀行年次総会(～14日)	
10 水		
11 木	米副大統領候補者・公開討論会	米貿易統計(8月)
12 金		
13 土		
14 日	ロシア統一地方選挙	
15 月		米小売売上高統計(9月)
16 火	米第2回大統領候補者・公開討論会	米CPI(9月) ユーロ圏CPI(9月) ユーロ圏貿易統計(8月)
17 水		
18 木	EU首脳会議(～19日)	
19 金		
20 土		
21 日	(スペイン)ガリシア・バスク自治州選挙	
22 月	米第3回大統領候補者・公開討論会	
23 火	米連邦公開市場委員会(FOMC、～24日)	
24 水		
25 木		
26 金		米第3四半期GDP(速報値)
27 土		
28 日	ウクライナ議会選挙、チリ統一地方選挙	
29 月		
30 火	アフリカ開発銀行・アフリカ経済会議(～11/2)	
31 水		ユーロ圏失業率(9月)
11/1 木		
2 金		
11月	米国大統領選挙投票、CIS首脳会議、第6回南米諸国(UNASUR)首脳会合、第9回アジア欧州首脳会合、世界エネルギー会議、WTO・知的所有権の貿易関連の側面に関する協定理事会	

本資料は、信頼できると思われる各種データに基づき作成しておりますが、当行はその正確性、安全性を保証するものではありません。また本資料は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、当行の商品・サービスの勧誘やアドバイザーフィーの受入れ等を目的としたものではありません。

(編集・発行) 三菱東京UFJ銀行 国際業務部

教育・情報室 片倉 寧史

e-mail: [yasushi\\_katakura@mufg.jp](mailto:yasushi_katakura@mufg.jp)

Tel 03-6259-6310

